



JBIC 香港駐在員事務所

中国レポート

2008 年 **1** 月号

投資

外商投資産業指導目録（2007 年改訂）	2
「外商投資産業指導目録」執行についての関連問題の公告	5

税務

中華人民共和国企業所得税法実施条例の公布	6
----------------------------	---

特別寄稿

2007 年の中国経済と 2008 年の中国経済の問題点	10
------------------------------------	----



国際協力銀行

香港駐在員事務所

Suite 3111, One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong

Tel: (852) 2869-8505 Fax: (852) 2869-8712

JBIC 香港駐在員事務所:中国レポート

本レポートは、国際協力銀行（JBIC）香港駐在員事務所が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考になりそうな投資、金融、税制等にかかる生の情報を集め毎月発行するものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当事務所までご照会下さい。

また、本レポートは JBIC ホームページでも御覧頂けます。

(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/network/china_report.php)

国際協力銀行 香港首席駐在員
瀬藤 健一郎

投資

外商投資産業指導目録（2007 年改訂）

「外商投資産業指導目録（2007 年改定）」（国家発展改革委員会、商務部令第 57 号以下、「目録」）が 2007 年 10 月 31 日に公布、同年 12 月 1 日より施行されている。

同「目録」の改定は、前回（2004 年 11 月公布、2005 年 1 月 1 日施行）以来、約 3 年振りとなるが、「招商引資（外資であれば基本的には何でも歓迎）」から「招商選資（中国にとって必要な外資だけを選別して導入）」への外資導入政策の変化や、産業の高度化、省エネ・環境保全への進展を推進する中国政府の意向を強く反映した改定内容となった。また、貿易収支改善の観点からの変更も見られる。従来は、「許可類プロジェクトでかつ輸出割合が 100%の企業」は奨励類とみなされた為、一旦は輸入関税や輸入段階増徴税を全額納付しなければならなかったものの、その後 5 年間に毎年 20%ずつ還

付を受けることができた。しかし、今般、このような企業は奨励類から外れた為、税制優遇を享受できなくなった。

従来の目録と比べると、奨励類が 351 項目（旧 257 項目）、制限類が 87 項目（同 78 項目）、禁止類が 35 項目（同 40 項目）となっている（*1）。

企業への影響としては、（一定の条件下で）自家用生産設備の免税輸入や国内設備の増徴税還付が認められる奨励類が、従来の 257 項目から 351 項目に増加したことで、一見すると外商投資企業に対する優遇策の拡大にも見える。製造業で現行目録から引き継がれた項目はその細分化や高度化が要求されており、制限類の増加とも併せ、むしろ優遇外資の選別がさらに進められたとも考えられる。主要内容は以下の通りである。

➤ 同弁法は 2007 年 12 月 1 日より施行する。

➤ 奨励類は以下の通り（括弧内は、該当項目数）。

1. 農、林、牧、漁業 (12)
 2. 採鉱業 (9)
 3. 製造業 (282)
 - (1) 農業副産物食品加工業 (3)
 - (2) 食品製造業 (3)
 - (3) 飲料製造業 (1)
 - (4) タバコ製品業 (3)
 - (5) 紡績業 (5)
 - (6) 皮革、毛皮、羽毛（ダウンフ
ェザー）及びその製品業 (3)
 - (7) 木材加工、及び、木、竹、藤、
シュロ、草製品業 (1)
 - (8) 製紙及び紙製品業 (1)
 - (9) 石油加工及びコークス製造業
(1)
 - (10) 化学原料及び化学製品製造業
(26)
 - (11) 医薬製造業 (16)
 - (12) 化学繊維製造業 (6)
 - (13) プラスチック製造業 (3)
 - (14) 非金属鉱物製品業 (20)
 - (15) 非鉄金属の精錬及び圧延加工
業 (2)
 - (16) 金属製品業 (3)
 - (17) 汎用機械製造業 (19)
 - (18) 専用設備製造業 (71)
 - (19) 交通運輸設備製造業 (26)
 - (20) 電気機械及び機材製造業 (13)
 - (21) 通信設備、コンピューター及
びその他電子設備製造業 (35)
 - (22) 機器計器及び、文化、事務用
機械製造業 (18)
 - (23) その他製造業 (3)
 4. 電力、ガス、及び水の生産及び供
給業 (7)
 5. 交通運輸、倉庫及び郵便業 (14)
 6. 卸・小売業 (2)
 7. リース及び商務サービス業 (3)
 8. 科学研究、技術サービス及び地質
調査業 (14)
 9. 水利、環境と公共設備管理業 (4)
 10. 教育 (1)
 11. 衛生、社会保障及び公共施設管理
業 (1)
 12. 文化、体育と娯楽業 (2)
- 制限類は以下の通り(括弧内は、該当項
目数)。
1. 農、林、牧、漁業 (3)
 2. 採鉱業 (8)
 3. 製造業 (38)
 - (1) 農業副産物食品加工業 (2)
 - (2) 飲料製造業 (2)
 - (3) タバコ製品業 (1)
 - (4) 印刷業と記録媒介の複製 (1)
 - (5) 石油加工及びコークス製造業 (1)
 - (6) 化学原料及び化学製品製造業 (10)
 - (7) 医薬製造業 (6)
 - (8) 化学繊維製造業 (2)
 - (9) プラスチック製造業 (1)
 - (10) 非鉄金属の精錬及び圧延加工
業 (3)
 - (11) 金属製品業 (1)
 - (12) 汎用設備製造業 (2)
 - (13) 専用設備製造業 (3)
 - (14) 交通運輸設備製造業 (1)
 - (15) 通信設備、コンピューター及
びその他電子設備製造業 (2)
 4. 電力、ガス、及び水の生産及び供
給業 (2)
 5. 交通運輸、倉庫及び郵便業 (7)
 6. 卸・小売業 (6)

- | | |
|--|--|
| 7. 金融業 (5) | 4. 電力、ガス、及び水の生産及び供給業 (1) |
| 8. 不動産業 (3) | 5. 交通運輸、倉庫及び郵便業 (2) |
| 9. リース及び商務サービス業 (3) | 6. リース及び商務サービス業 (1) |
| 10. 科学研究、技術サービス及び地質調査業 (3) | 7. 科学研究、技術サービス及び地質調査業 (2) |
| 11. 水利、環境と公共設備管理業 (1) | 8. 水利、環境と公共施設管理業 (2) |
| 12. 教育 (1) | 9. 教育 (1) |
| 13. 衛生、社会保障及び社会福利業 (1) | 10. 文化、体育と娯楽業 (11) |
| 14. 文化、体育と娯楽業 (5) | 11. その他業種 (1) |
| 15. 国の規定及び中国が締結又は加盟した国際条約の規定により禁止されるその他の産業 (1) | 12. 国の規定及び中国が締結又は加盟した国際条約の規定により禁止されるその他の産業 (1) |

➤ 禁止類は以下の通り (括弧内は、該当項目数)。

1. 農、林、牧、漁業 (3)
2. 採鉱業 (3)
3. 製造業 (12)
 - (1) 飲料製造業 (1)
 - (2) 医薬製造業 (2)
 - (3) 非鉄金属の精錬及び圧延加工業 (1)
 - (4) 専用設備製造業 (1)
 - (5) 電気機械及び器材製造業 (1)
 - (6) 工業品及びその他製造業 (6)

➤ リストの詳細内容は、商務部ホームページ「国家発展改革委員会、商務部令第 57 号『外商投資産業指導目録 (2007 年改訂)』」を参照のこと。当該 URL は以下の通り。

URL: <http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200711/20071105248462.html>

(*1) 「許可類」とは「奨励類」、「制限類」、「禁止類」に該当しないものを指す。「許可類」は、同「目録」のリストには掲載されていない。

「外商投資産業指導目録」執行についての関連問題の公告

前頁に紹介した「外商投資産業指導目録(2007 年改定)」(以下、“目録(2007 年改定)”)が 2007 年 12 月 1 日から施行されたことに伴い、税関総署は 2007 年 11 月 26 日付で、『外商投資産業指導目録(2007 年改定)』執行についての関連問題の公告(税関総署第 67 号公告)を公布し、今後の輸入設備等に関わる優遇税制や、既に奨励類プロジェクトの認可を取得済の企業に対する政策変更の有無に

➤ 2007 年 12 月 1 日より、国務院、省、自治区、直轄市、計画単列市の投資主管部門が管理権限に基づき認可した外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む)について、「目録(2007 年改定)」の奨励類に属する場合は、総投資額内で輸入する自社用設備及び契約に基づいて設備に付帯して輸入する技術や付属品、部品について、「外商投資プロジェクトで免税不可輸入商品の目録」に列記された商品以外は、税関は引き続き、国務院「『輸入設備の税收政策の調整に関する通知』を確実に実施することに関する税関総署の緊急通知」(以下、署税[1997]1062 号)の関連規定に基づいて、輸入関税及び輸入段階増値税を免税とする届出、審査認可手続を行う。同年 12 月 1 日以後に認可(プロジェクトの申請報告の認可日を基準とする)された外商投資プロジェクトで、「目録(2007 年改定)」の奨励類に属さない場合、税関は一律にその減免税の届出申請を受理しない。

ついて明らかにした。同公告によれば、2007 年 11 月 30 日までに批准された外商投資奨励類プロジェクトについては、原則、輸入関税と輸入段階仕入増値税の減免税が享受可能と明記されている。これにより、今回の改定で奨励類から外れた企業も、原則、引き続き税制優遇を享受できることが明確となった。

主要な内容は以下の通りである。

➤ 政策の連続性を維持する為、2002 年 4 月 1 日以前に、「外商投資産業指導目録(1997 年)」に基づいて認可された外商投資奨励類及び制限乙類のプロジェクト、及び 2002 年 4 月 1 日から 2007 年 11 月 30 日までの期間に、「外商投資産業指導目録(2002 年改定)」、「外商投資産業指導目録(2004 年改定)」に基づき、それぞれ認可された外商投資奨励類プロジェクトについては、税関は、署税[1997]1062 号、税関総署 2007 年・第 35 号公告(*1)の規定に基づき、輸入関税と輸入段階増値税を免税とする届出、審査認可手続を行う。但し、上述のうち、2002 年 4 月 1 日から 2007 年 11 月 30 日までに認可された外商投資奨励類プロジェクトについては、そのプロジェクトの実施企業(原文：単位)が 2008 年 12 月 31 日までに、規定に基づき、プロジェクト確認書等の関連資料を持って、税関にて減免税の届出手続を行わなければならない。期限を過ぎた場合、税関は上述の減免税の届出申請を受理しない。

(*1) 税関総署 2007 年・第 35 号公告の詳細については、下記の税関総署の URL を参照のこと。

[URL://www1.customs.gov.cn/Default.aspx?InfoID=73817&SettingModuleID=4880&TabID=433](http://www1.customs.gov.cn/Default.aspx?InfoID=73817&SettingModuleID=4880&TabID=433)

税務

中華人民共和国企業所得税法实施条例の公布

国務院から 2007 年 12 月 11 日付で、「中華人民共和国企業所得税法实施条例」（国務院令第 512 号 以下、“条例”）が公布された。同条例は、2007 年 3 月に公布された「中華人民共和国企業所得税法」（中国レポート 2007 年 4 月号参照、以下、“新税法”）の実施細則にあたり、全 8 章 133 条から構成されている。新税法及び条例は 2008 年 1 月 1 日より内資、外資を含む全ての企業に適用となり、同時に、現行の内資向けの「企業所得税暫定条例」、外資向けの「外商投資企業及び外国企業所得税法」（以下、“現行税法”）とこれらの実施細則は失効する。

新税法は全 60 条の基本原則のみで構成されており、優遇措置の適用条件等、納税者の具体的な税負担については、条例の中で明確にされるものとみられていた。しかし、条例は、後述する過渡期間における税率の移行措置のほか、過少資本税制におけるセーフ・ハーバー（負債資本比率）、企業の再編・清算所得に対する税務処理、非居住者企業が取得する特許権使用料、利息等の免税規定を含む一部の重要事項を明確に規定しておらず、これらについては今後の関連規定の公布が待たれる。今回公布された条例のうち、外資企業と関連する主な内容を以下に紹介する。

1. 課税所得額の計算

➤ 損金算入限度額

企業で発生した、収入の取得に関連する原価、費用、税金、損失及びその他の支出を含む、合理的な支出は、課税所得額を計算する際に控除することができる。条例は、以下に掲げる項目のほか、賃金給与、福利費、各種社会保険、商業保険料、リース料、公益的寄付金等の控除について詳細に規定している。

- 従業員福利費、従業員労働組合経費
それぞれ賃金給与総額の 14%、2%を超えない部分について控除できる。

— 交際費

生産経営と関連する交際費について、発生額の 60%（但し、当年度の売上（営業）高の 0.5%を超えてはならない）を控除できる。（*1）

— 広告費及び業務宣伝費

当年度の売上（営業）高の 15%を超えない部分について控除できる。なお、超える部分は以降の年度に繰り越して控除できる。

➤ 資産の税務処理

条例は、固定資産及び無形資産の減価償却方法、長期前払費用、投資資産、棚卸資産等の税務処理について詳細に

規定している。

固定資産を例にとってみると、現行税法では、見積残存価額は 10%を下回ってはならないとされているが、条例は企業が合理的な範囲内で自ら確定することを認めた。また、最短耐用年数について、現行税法では 20 年、10 年、5 年の 3 段階に区分されているが、条例は 5 段階（建物、構築物・・・20 年、飛行機、列車、船舶、機器、機械及びその他の生産設備・・・10 年、生産経営に関連する器具、工具、家具等・・・5 年、飛行機、列車、船舶以外の運輸工具・・・4 年、電子設備・・・3 年）に区分している。

2. 税収優遇措置

内資と外資に適用される異なる税法を一本化した新税法及び条例の施行に伴い、これまで外資企業のみが享受してきた各種の税収優遇措置は廃止され、外資企業の全体的な税負担は増すこととなる。その中でも 15%の優遇税率を適用するハイテク企業の認定基準は税負担の増加の程度を大きく左右する材料となるだろう。

なお、“二免三減”（初めて課税所得が生じた年度から 2 年間は企業所得税を免除、その後 3 年間は半減税率徴収するという優遇措置）及び地域優遇税率（例えば 15%）を享受してきた外資企業には、過渡期間条項が適用され、今後 5 年以内で段階的に 25%の税率まで引上げられることとなる。但し、条例はその具体的な税率の移行基準を明確にしていない。条例に規定される主な優遇措置は以下の通りである。

➤ ハイテク企業に対する軽減税率

以下の条件を満たす国家が重点的に支援するハイテク企業には、15%の軽減税率が適用される。

— “コアとなる自主知的財産権” を保有していること。

— 産業或いはサービスが“国家が重点的に支援するハイテク技術分野”の規定する範囲（国务院及び科学技術、税務、財政等の部門が別途制定する）に属すること。

— 研究開発費用の年間売上高に占める割合が規定の比率を下回らないこと。

— ハイテク製品或いはサービスの収入が企業の総収入額に占める割合が規定の比率を下回らないこと。

— 科学技術者の企業の総従業員数に占める割合が規定の比率を下回らないこと。

なお、以上の各条件における具体的な比率とその他の条件については、今後関連法規が公布されるものと思われる。

➤ 小規模低利益企業に対する軽減税率

国家の非制限、非禁止類業種に従事し、且つ以下の条件を満たす小規模低利益企業には、20%の軽減税率を適用する。

— 工業企業の場合、年度課税所得額が 30 万元以下、従業員数が 100 人以下、資産総額が 3,000 万元以下であること。

— その他の企業の場合、年度課税所得額が 30 万元以下、従業員数が 80 人以下、資産総額が 1,000 万元以下であること。

➤ 特定産業、インフラ、環境保護プロジェクトの減免税措置

ー農、林、牧、漁業プロジェクトによる所得は免税措置（一部のプロジェクトについては半減徴収）を適用できる。

ー港湾埠頭、空港、鉄道、道路、都市公共交通、電力、水利等の国家が重点的に支援するインフラプロジェクト、並びに、公共污水（ごみ）処理、メタンの総合開発利用、省エネ・排出削減等の技術改造を含む条件を満たす環境保護、省エネ、節水プロジェクトは、最初の生産経営収入を取得した納税年度から起算して第 1 年度から第 3 年度までは企業所得税を免除し、第 4 年度から第 6 年度までは半減徴収する。

➤ 配当金、キャピタルゲインに対する源泉所得税率

非居住者企業(*2)が取得する、配当金及び利息、特許権使用料、キャピタルゲイン等の所得に対して 10%の源泉所得税率を適用する。

➤ 研究開発費の追加控除

新技術、新製品、新工程の開発のための研究開発費用は、無形資産を形成しない場合は実際発生額の 50%、無形資産を形成する場合は無形資産原価の 150%をそれぞれ追加控除することができる。

なお、条例では、外国政府から中国政府への融資、或いは国際金融組織から中国政府、居住者企業(*2)への融資による利子所得

に免税措置を適用することを規定すると同時に、その他の所得については、国务院に免税措置を認可する権限を与えていることから、今後、別途免税規定が公布される可能性がある。

3. 特別納税調整

➤ 移転価格の同期文書化

企業は、関連者間取引の価格、費用の決定基準、計算方法及び説明等に関する同期資料(*3)を準備しなければならない。

➤ コストシェアリング協議

共同で開発または譲渡を受けた無形資産、或いは共同で提供または提供を受けた役務により発生した原価について、独立取引の原則に基づき関連者と共通発生原価を分担し、コストシェアリング協議を締結することができる。

➤ 納税延滞利息の徴収

企業が納税調整により追徴課税を受ける場合、税額の帰属する納税年度の翌年 6 月 1 日から追加納税日までの期間につき、日割りで利息が加算される。なお、利息は中国人民銀行が公布する税額追徴期間と同期間の人民元貸付利率に 5%を加算して計算される（現行の利率では 12%以上となる）が、移転価格調整による追徴課税が生じた場合で、企業が規定に基づく資料（同期資料を含む）を提出できる場合には、人民元貸付利率に軽減される。

- (*1) 現行税法では、企業の業務形態に応じて以下の比率で交際費の損金算入限度額が決められている。

商製品売上（製造業、商業等）：年間の商製品売上高が1,500 万元以下の場合は、商製品純売上高の0.5%。1,500 万元を超える部分については、当該部分の商製品純売上高の0.3%。

業務収入（建築業、運輸業、飲食業等）：年間の業務収入が500 万元以下の場合は、業務総収入高の1%。500 万元を超える部分については、当該部分の業務総収入高の0.5%。

- (*2) 新税法及び条例では、企業を居住者企業と非居住者企業とに区分している。

“居住者企業”とは、法により中国国内に設立された、或いは外国（地域）の法律により設立されたが、実際の管理機構が中国国内にある企業を指す。

“非居住者企業”とは、外国（地域）の法により設立され、実際の管理機構は中国国内にないが、中国国内に実質的に機構、場所を設立しているか、或いは中国国内に機構、場所は設立していないが、中国国内源泉の所得がある企業を指す。

- (*3) 同期資料とは、移転価格の同時文書化（contemporaneous documentation）に基づき、関連者取引が発生した納税年度の年度確定申告までに作成、保管しなければならない資料をいう。

特別寄稿

2007 年の中国経済と 2008 年の中国経済の問題点

福山大学経済学部教授 大久保 勲

おおくぼ いさお： 1961年東京外国語大学中国語科卒、同年東京銀行（現三菱東京UFJ銀行）入行。東京銀行香港支店副支店長、中国部長、東京三菱銀行駐華総代表等を経て、2001年より現職。

1. 2007 年の中国経済

2007 年の中国経済成長率は、1-3 月が 11.1%、4-6 月が 11.9%、7-9 月が 11.5%となり、1-9 月の成長率は 11.5%となった。2007 年の年間の成長率は 11%台が確実になってきた。これで中国経済は 2003 年以来、5 年連続二桁成長となる。中国経済発展の安定性が既に明らかに増強されたとの見方がある。しかし年初来、投資増加が速すぎ、貸し出しが多すぎ、貿易黒字が多すぎるとい矛盾が発展している。物価上昇という新しい問題も出てきた。

2006 年の中国経済は、国内総生産（GDP）が 20.94 兆元（前年比 10.7%増）、住民消費価格総水準 1.5%上昇、全国財政収入 3.93 兆元（24.3%増）であったが、財政収入は 5 兆元を超える可能性がでてきた。食糧総生産量は 5 億トン以上に達する可能性があり、500 万トン以上の増産となる。1985 年以来、食糧生産が初めて連続 4 年増産となる。

税関総署の統計では、2007 年 1-10 月の中国の対外貿易輸出入総額は 17,593.2 億ドルで、前年同期比 23.5%増となった。1-10 月の輸出は 9,858.4 億ドル、26.5%増、輸入は 7,734.8 億ドル、19.8%増となった。1-10 月の貿易黒字は 2,123.6 億ドル、59%増となった。1-10 月の一般貿易輸出入は、

7,831.6 億ドルで、28.6%増となった。加工貿易輸出入は 7,965.3 億ドルで、18.5%増となった。商務部が発表した《中国対外貿易情勢報告》では、年間の貿易黒字は 2,500 億ドルになるとの見通しを立てている。貿易黒字の拡大は、外貨準備のかなり大幅な増加と貿易摩擦の激化をもたらしている。

1-9 月の都市住民一人当たり可処分所得、農村住民一人当たり現金収入はそれぞれ前年同期よりも 3.2%と 3.4%高くなった。ただ、この程度増えても食品価格を中心とする物価上昇が生活にかなり響いてきている。11 月 30 日付けの『経済日報』によれば、1-9 月の最終消費、純輸出の経済成長に対する貢献率はそれぞれ前年同期比 1.3%と 7%上昇した。固定資本形成の貢献率は 8.3%下降した。しかし、固定資産投資がなお多い。1-10 月の全国都市部固定資産投資は 88,953 億元に達した。前年同期比 26.9%増となった。増加率は前年同期よりも 0.2%と若干高い。新規着工プロジェクトの増加がかなり速く、固定資産投資がぶりかえす圧力もかなり大きいとされる。中央銀行の数字では、10 月末の広義の通貨 M2 残高は前年同期比 18.47%増、増加幅は前年同期よりも 1.53%高い。1-10 月の人民元各種貸し出し増加は 3.5 兆元で、既に 2006 年の新しく

増加した貸し出しの 1.1 倍となっている。巨額の貿易黒字や人民元の切り上げ期待や人民元金利上昇による外資流入を政府が吸収して人民元相場の高騰を抑えている。当局による外貨買入で市中にあふれた人民元を中央銀行が吸収するいわゆる不胎化が十分進まず、カネあまりとなっている。金融機関は、潤沢な資金を貸し出しに回しているため、固定資産投資がなかなか減らない。

住民消費価格は 11 月分までで連続 4 カ月 6%以上となった。野菜の価格上昇がかなり速く、豚肉の消費量と価格が上昇したため、10 月分住民消費価格総水準は、前年同期比で 6.5%、前月比で 0.3%上昇した。10 月分住民消費価格は都市で 6.1%、農村で 7.2%上昇し、食品価格は 17.6%上昇した。非食品価格は 1.1%上昇した。1-10 月累計で、住民消費価格総水準は前年同期比で 4.4%上昇し、11 月には、前年同月比 6.9%の上昇となった。これは、1996 年 12 月（7.0%）以来、11 年ぶりの高い伸び率である。目下のところは構造上の上昇だが、食品価格の不確定要素が依然存在しているという。加えて、世界的なエネルギー価格の上昇で、中国のインフレ圧力が明らかに大きくなっている。中共中央政治局は 11 月 27 日に会議を開き、経済が引き続き平穏でかなり速い協調発展を保持しなければならず、経済成長が速すぎることから過熱になるのを防ぎ、物価が構造的上昇から、明らかにインフレになるのを防止することをマクロコントロールの主要な任務としなければならない、とした。この任務は、12 月 3 日から 5 日まで開かれた中央経済工作会议で明確にされた。12 月 8 日には、中国人民銀行は預

金準備率を 1%引き上げて 14.5%とすると発表した。12 月 25 日から実施する。引き上げは 8 月以降 5 ヶ月連続で、2007 年に 10 回目となる。これは 20 余年来、史上最高水準である。今回の引き上げは、中央経済工作会议が決定した厳しい通貨政策を貫徹し、銀行体系の流動性管理を強化し、通貨貸し出しの速すぎる増加を抑制するためである、と中央銀行は指摘している。

2007 年の中国経済にとって、株式市場の発展も大きな関心を集めた。11 月 14 日付けの『経済日報』によれば、2007 年 1 月から 5 月まで、上海と深圳市場で、新しく勘定を開く顧客が史上最高となった。顧客勘定数は短期間に、8 千万、9 千万、1 億の大会に乗った。1990 年に深圳取引所が試験的に営業した時、上場された銘柄は 1 銘柄だった。二年目も 6 銘柄に過ぎなかった。2007 年 7 月に、上海証券取引所に上場されている銘柄は 950 余銘柄、深圳取引所は 590 余銘柄である。1991 年に深圳取引所での年間の成約額は 35 億元に過ぎなかった。2007 年 5 月 30 日には上海、深圳の成約額は 4163.37 億元となった。預金から株式への資金移動が進んだが、2007 年 3 月末に、中国の個人預金は 17.5 兆円で、一人当たり平均 1.3 万元となっていた。6 月には預金から株式への資金移動に急ブレーキがかかり、6 月に 1678 億元の資金が銀行にもどったという。8 月には 6100 まで上昇した上海総合指数は、本稿執筆時点の 12 月 17 日現在、4876.76 と調整が続いている。中国の株式市場でも、株は誰でも買えば儲かる時代は過ぎて、リスクを意識しなければならなくなった。

中国では、メーデーの 5 月 1 日からゴールデンウィークとなっていたが、消費にはあまり寄与しなかったこともあり、ゴールデンウィークが取り止めになった。代わりに農曆の法定祝日が増えることになった。12 月 14 日付けの国务院令で、中国の法定祝日に変更になり、2008 年 1 月 1 日から実施されることになった。具体的には、次の通りである。(1) 新年、休暇一日 (1 月 1 日)、(2) 春節、休暇 3 日 (農曆大晦日、正月 1 日、2 日)、(3) 清明節、休暇 1 日 (農曆清明当日) (4) メーデー、休暇 1 日 (5 月 1 日)、(5) 端午節、休暇 1 日 (農曆端午当日)、(6) 中秋節、休暇 1 日 (農曆中秋当日)、(7) 国慶節、休暇 3 日 (10 月 1 日、2 日、3 日)。祝日の変更は、消費や庶民の生活にどのような影響をもたらすであろうか。同日の国务院令で、有給年休条例も出された。新しい法定休日はインターネット調査では、8 割の庶民が賛成しているという。これも“人を本とする”政策の一環だという。

最後に、中国の人口の多さを象徴するニュースを二つ記しておきたい。その一は、中国の情報産業部が明らかにしたところでは、ケイタイと固定電話加入件数が 9 億を突破した。ケイタイ電話業務収入が電信業務収入全体に占める比率は既に 50%を超えた。(2007 年 11 月 19 日付け『経済日報』) その二は、農村から出た労働力の問題である。農業部危朝安副部長は 11 月 24 日、次のように表明した。近年、中国の農村労働力の移転の歩みが速まった。2007 年に農村から外に出て就業する労働力は、2006 年の 1.19 億人からかなり大きく増加が見込まれる。2007 年前半に全国の農村から外に出て

就業した労働力は 1.16 億人で、前年同期比 867 万人増加し、8.1% 増となった。このほか、2007 年に郷鎮企業での就業総人数は 1.5 億人となり、400 万人前後の増加である。(2007 年 11 月 26 日付け『経済日報』)

2. 2008 年の中国経済の問題点

中央経済工作会议が 12 月 3 日から 5 日まで北京で開かれた。2007 年のマクロコントロールの主要な任務は“経済成長が速すぎる状態から過熱に転じるのを防止しなければならない”であり、今回の中央経済工作会议は明確に、“経済成長が速すぎる状態から過熱に転じるのを防止し、物価が構造的上昇から明らかなインフレに変わるのを防止しなければならない”を 2008 年のマクロコントロールの主要な任務とした。“一つの防止”から“二つの防止”になったことは、2008 年の経済工作が複雑な情勢に直面していることを示している。有力な措置を講じて、物価を安定させ、不動産価格の速すぎる上昇を抑制することが重要且つ切迫した任務となった。

会議は 2008 年の経済工作の任務を次の通りとした。

1. マクロコントロール政策をしっかりと行ない、経済の平穏でかなり速い発展のよい勢いを保持しなければならない。経済成長が速すぎる状態から過熱に転換するのを防止することと、物価が構造的上昇から明らかなインフレになるのを防止することを当面のマクロコントロールの主要な任務としなければならない。2008 年は穏健な財政政策と厳しい通貨政策を実施しなければならない。貸し出し総量と貸し出しのリズムを厳格にコ

- ントロールし、社会の総需要を更によく調節し、国際収支のバランスを改善し、金融安定と安全を守らなければならない。有力な措置を講じて物価総水準の速すぎる上昇を抑制しなければならない。
2. 農業の基礎的地位をしっかりと強化し、農業と農村経済発展の活力を増強しなければならない。“三農”問題をうまく解決することを全党の工作の重要中の重要とする要求を終始堅持しなければならない。
 3. 自主イノベーション能力を高め、産業構造のレベルアップを推進しなければならない。
 4. エネルギー節約と排ガス減少で大きな進展を確保しなければならない。
 5. 地域協調発展を促進し、積極穏当に都市化を推進しなければならない。
 6. 全面的に改革を深化させ、科学発展を推進し、社会調和の体制メカニズムを促進しなければならない。
 7. 開放型経済水準を高め、对外开放の新局面を開かねばならない。
 8. 民生をしっかりと改善し、社会の調和を促進しなければならない。(2007年12月6日付け『経済日報』)

中央経済工作会议の決定に基づいて既に始まった金融引き締めで、中国経済が過熱にならず、インフレにならずに軟着陸できるか。米国のサブプライムローン問題で世界経済の減速が懸念される今、特に日本にとっては隣国、中国の順調な経済発展に期待がかかっているといえよう。

3. 人民元問題

中国にとって、人民元に対する大きな圧

力は米国からかかってくる。その具体的な場の一つが米中閣僚級の戦略経済対話であるといつてよかろう。第一回は2006年12月に北京で、第二回が2007年5月にワシントンで開かれ、第三回は12月12日-13日北京で開かれた。

目下、中米両国は既にお互いに第二の貿易相手となっている。中国の税関統計では、2007年1-10月、中米貿易額は2,481.9億ドルで、前年同期比15.7%増となった。うち、中国の米国からの輸入は571.7億ドルで、前年同期比16.3%増。輸出は1,910.2億ドルで、前年同期比15.5%増となっている。(2007年12月10日付け『経済日報』)。米国側の大きな貿易赤字である。北京12月13日共同電によれば、第三回戦略経済対話は13日、中国が国内に進出している銀行を含む外資企業に対して、人民元建ての株式や社債の発行を解禁するなど一段の金融市場開放、規制緩和で合意、環境問題での協力強化でも一致した。米側が求めていた元相場の一層の弾力化について具体的進展は無かった。米側議長のポールソン財務長官は記者会見で、人民元問題では「中国は弾力的な為替相場が金融政策の有効性を高めることを分っている」と述べるにとどめた。中国財政部幹部によると、経済対話では呉儀副首相は元相場改革について『主体的、漸進的』に取り組んできたこれまでの方針を堅持する』と強調したという。人民元では収穫はなかったが、人民元建て株式や債券の発行解禁は大きな収穫といえよう。

12月16日付け『新華網』に、「人民元切上げの利害分析」という記事があり、その中におよそ次のようなことが書いてあった。「まず、温家宝総理が二年前に提起した“主

体的でコントロール可能で漸進的”という三原則に従うべきである。外界の態度を考慮しなければならないが、外部の圧力に屈してはならない。一に原則を堅持し、我が方の主体的かつ主導的地位を明確にしなければならない。二に意思疎通と闘争をうまくやり、道理があり、利益があり、節度があるようにしなければならない。三に小幅を堅持し、ゆるやかに推進し、切り上げ幅を多くの国内企業が短期的に受けることの出来る範囲内に抑制すべきである。」呉儀副首相の発言と対比して、うなづける。

2007 年 11 月以来、人民元相場上昇速度が明らかに速まっている。これまでも米中戦略経済対話の前には、人民元対ドル相場は上昇したが、今回も同じだ。

2005 年 7 月 21 日午後 7 時、人民元対米ドル相場が 2%切り上がって以来、人民元対米ドル相場が緩やかに上昇してきた。累計

では 10%に接近している。これまでの人民元対米ドル相場の歩みをまとめると次のようになる。

2006 年 5 月 15 日に 8：1 を突破

2006 年 9 月 28 日には 7.9：1 を突破

2007 年 1 月 11 日には 7.8：1 を突破

2007 年 5 月 8 日には 7.7：1 を突破

2007 年 7 月 3 日には 7.6：1 を突破

2007 年 10 月 24 日には 7.5：1 を突破

2007 年 12 月 5 日には 7.4：1 を突破

人民元に対する圧力は、米国ばかりでなく、巨額の対中貿易赤字を抱えた EU も圧力を強めている。人民元切り上げは、中国にとっても両刃の剣だ。2008 年の人民元対米ドル相場の動きが注目される。

(2007 年 12 月 17 日記す)

本レポートは中国に関する概略的情報を国際協力銀行香港駐在員事務所が皆様に無償ベースにて提供するものであり、当事務所は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。